

(別紙5) No.86 関係

事業活動に伴って発生する廃棄物を
適正に処理するために

(平成13年3月)

神奈川県
横浜市
川崎市
横須賀市
相模原市

- ◆ 産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を他人に委託することはできませんが、受託者（処理業者）は、再委託しようとする者の氏名若しくは名称及び再受託者の事業の範囲に再委託しようとする産業廃棄物の処理が含まれていることを明らかにし、次の事項が記載された書面による委託者（排出事業者）の承諾を受けた場合には一度に限り他人に再委託することができます。

なお、受託者（排出事業者）は、その書面の写しを承諾した日から5年間保存してください。

- (1) 再委託した産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- (3) 承諾の年月日
- (4) 再受託者の氏名又は名称、住所若しくは許可番号

8 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

（法第12条の3、第12条の4、省令第8条の19、第8条の31）

法改正のポイント（施行⇒H13.4.1）

- 1 排出事業者は、交付時に最終処分の予定の場所を記載するとともに、最終処分の終了した旨の記載がなされた管理票の写しの送付を受けることにより、最終処分の終了を確認しなければならない。
- 2 排出事業者は、管理票の写しの送付がないとき、虚偽記載や未記入の管理票の写しの送付を受けたときは、状況把握及び必要な措置をとらなければならない。

産業廃棄物については、その性状が十分把握されないまま処理されることによる事故や環境汚染の発生がみられ、また、不法投棄等も社会問題化しています。

このような状況において、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などの情報を処理業者に正確に伝え、また、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理することを通じて、不法投棄防止などの適正処理を確保し、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的としてはじめられた制度です。

従来、マニフェスト制度は、平成2年から厚生省の行政指導により始まったもので、平成5年度からは特別管理産業廃棄物についてのみ、マニフェストの使用が法的に義務付けられ、平成10年12月1日からは全ての産業廃棄物について、その使用が義務付けられました。

さらに、平成12年6月の法改正により、これまでの制度では、事業者が中間処理を委託した場合にあっては、中間処理の終了までしか確認できない仕組みになっており、最終処分までの適正な処理を確保する事業者の処理責任が徹底されていない問題があったことから、平成13年4月1日から事業者が最終処分（再生を

む。以下同じ) が終了した旨の記載がされた管理票の写しの送付を受けることとし、この送付がないときに、状況把握及び必要な措置を講じなければなりません。

なお、事務軽減のために、パソコン及び通信回線若しくはインターネットを利用した電子マニフェスト制度もありますので、紙の複写式伝票による方式か電子マニフェスト制度を利用するかを選択する必要があります。

- マニフェストは産業廃棄物の排出事業者が処理を委託する際に必ず交付しなければなりません。委託契約書とは別のものです。
- 処理を委託する際に必ず書面による契約を事前に交わす必要があります。

(1) マニフェストの使い方

◆ 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。

ア 排出事業者（管理票交付者）は、次の事項を遵守する義務があります。

- ① 産業廃棄物を生ずる事業者は、運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬受託者に対し、産業廃棄物管理票（以下「管理票」という）に必要事項を記入し、交付しなければなりません。

【記入事項】

- ・ 産業廃棄物の種類及び数量
 - ・ 運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 管理票の交付年月日及び交付番号
 - ・ 氏名又は名称及び住所
 - ・ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
 - ・ 管理票の交付を担当した者の氏名
 - ・ 運搬又は処分を受託した者の住所
 - ・ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
 - ・ 産業廃棄物の荷姿
 - ・ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
 - ・ 中間処理業者にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物の係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号（電子マニフェスト使用事業者の場合には登録番号）
- ② 管理票交付者は、毎年6月30日まで（当分の間適用しない）に、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第3号（→P30・31参照）により、事業場の所在地を管轄する都道府県知事（保健所設置市長）に提出しなければなりません。

③ 管理票交付者は、90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は60日以内、中間処理後の最終処分が終了した旨の記載の場合は180日以内）に管理票の写しの送付を受けないとき、又は必要事項が記載されていないの管理票の写し若しくは虚偽記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための必要な措置を講ずるとともに、②の期間が終了した日から30日以内に都道府県知事（保健所設置市長）に、様式第4号・第5号様式（→P32・33参照）による報告が必要です。

④ 管理票交付者は、送付された管理票の写しを5年間保存しなければなりません。

イ 産業廃棄物収集運搬業者（運搬受託者）は、次の事項を遵守する責務があります。

① 運搬受託者は、当該運搬を終了したときは、必要事項を記入し、10日以内に管理票交付者に管理票の写しを送付しなければなりません。この場合に、処分受託者があるときは、当該処分受託者に管理票を回付しなければなりません。

【記入事項】

- ・ 運搬を担当した者の氏名
- ・ 運搬を終了した年月日
- ・ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物の拾集を行った場合には、拾集量

② 運搬受託者は、ウの①後段の場合に処分受託者から送付された管理票の写しを5年間保存しなければなりません。

③ 運搬受託者は、処分受託者がいない場合には、管理票を5年間保存しなければなりません。

ウ 産業廃棄物処分業者（処分受託者）は、次の事項を遵守する責務があります。

① 処分受託者は、当該処分を終了したときは、必要事項を記入し、10日以内に管理票交付者に管理票の写しを送付しなくてはなりません。管理票が回付されたものであるときは、回付した運搬受託者にも管理票の写しを送付しなければなりません。

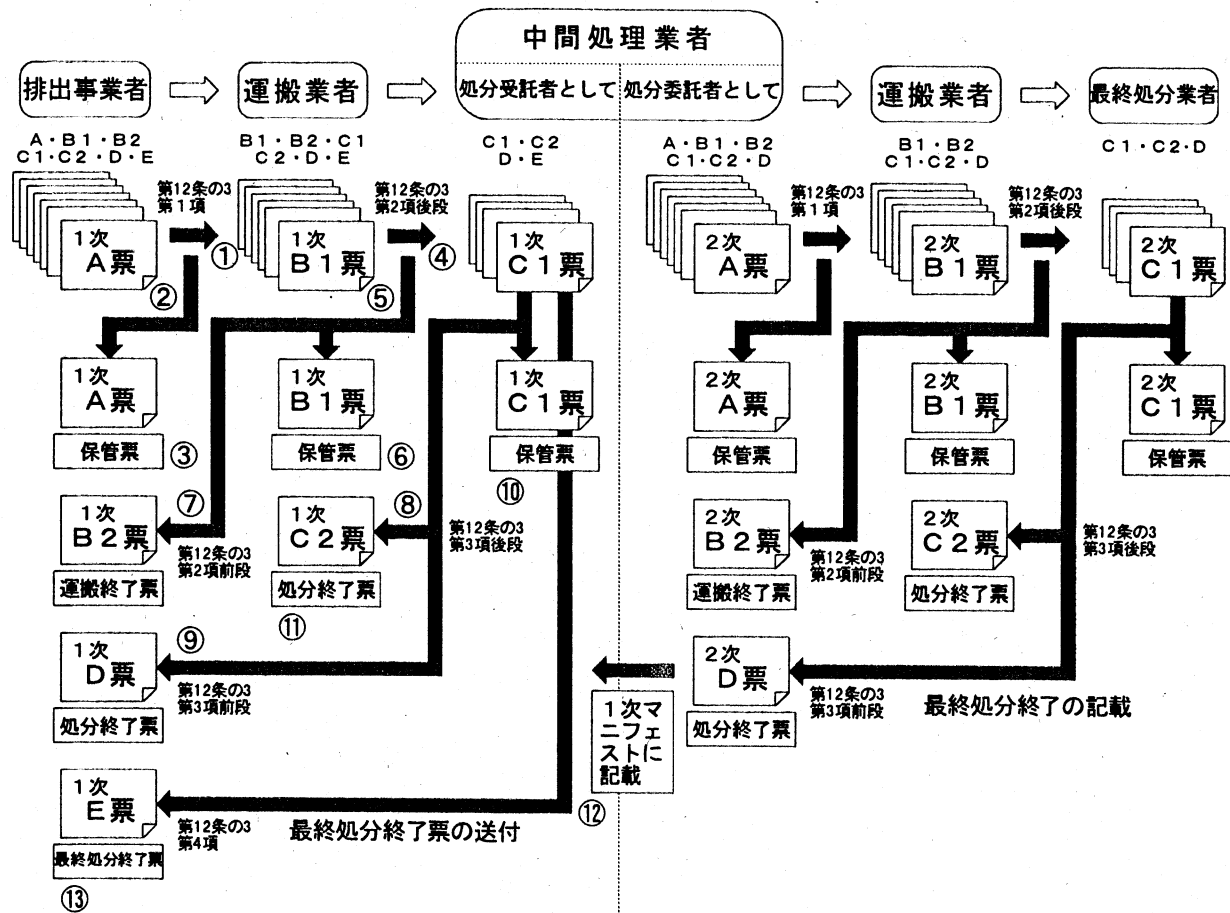
【記入事項】

- ・ 処分を担当した者の氏名
- ・ 処分を終了した年月日
- ・ 当該処分が最終処分である場合にあっては、最終処分を行った場所の所在地

② 処分受託者は、中間処理後の残さ物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、事業者が交付した管理票に最終処分が終了した旨（最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した年月日）を記載し、当該最終処分が適正に終了したことを確認の上、10日以内に管理票交付者に管理票の写しを送付しなくてはなりません。

③ 処分受託者は、管理票を5年間保存しなければなりません。

◆ 紙マニフェスト7枚綴りのフロー



- ① 排出事業者は、7枚複写の産業廃棄物管理票（マニフェスト）（以下、「管理票」という）に必要事項を記入し、署名した後、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者に渡します。
- ② 収集運搬業者は、廃棄物の受領時に管理票の運搬担当者署名欄に氏名を記入し、7枚の内1枚（A票）を排出事業者に渡します。
- ③ 排出事業者は、収集運搬業者から戻された1枚（A票）を保管します。
- ④ 収集運搬業者は、運搬終了時に、6枚の管理票の運搬担当者署名欄に運搬終了年月日を記入し、廃棄物とともに処分業者に渡します。
- ⑤ 処分業者は、廃棄物の受領時に管理票の処分担当者署名欄に氏名を記入し、6枚の内2枚（B1、B2票）を収集運搬業者に渡します。
- ⑥ 収集運搬業者は、処分業者から渡された2枚の内1枚（B1票）を自ら保管します。（控えとして必要な場合）
- ⑦ 収集運搬業者は、処分業者から渡された2枚の内1枚（B2票）を排出事業者に戻送します。＜運搬終了後10日以内＞
- ⑧ 処分業者は、廃棄物の処分が終了したときに管理票の処分担当者署名欄に処分終了年月日を記入し、4枚の内1枚（C2票）を収集運搬業者に返送します。＜処分終了後10日以内＞
- ⑨ 処分業者は、廃棄物の処分が終了したときに管理票の処分担当者署名欄に処分終了年月日を記入し、4枚の内1枚（D票）を排出事業者に戻送します。＜処分終了後10日以内＞
- ⑩ 処分業者は、廃棄物の処分が終了したときに管理票の処分担当者署名欄に処分終了年月日を記入し、4枚の内1枚（C1票）を自ら保管（5年間）します。
- ⑪ 収集運搬業者は、処分業者から戻された管理票（C2票）を5年間保存します。
- ⑫ 処分業者は、中間処理の残さ物の最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、4枚の内1枚（E票）に最終処分が終了した旨を記載し、管理票交付者に管理票の写しを送付しなくてはなりません。＜最終処分通知受領後10日以内＞
- ⑬ 排出事業者は、収集運搬業者から戻された管理票（B2票）及び処分業者から戻された管理票（D票・E票）を保管している管理票（A票）と照らし合わせて、委託契約書に記載されたとおりに処分が行われたかチェックし、返送された管理票を5年間保存します。

【産業廃棄物マニフェストの取扱い先】（発行元：（社）全国産業廃棄物連合会）

社団法人 神奈川県産業廃棄物協会

所在地 〒231-0023 横浜市中区山下町74 第一山下町ビル4階

電話 045-681-2989 FAX 045-641-8114

【建設系廃棄物マニフェストの取扱い先】（発行元：建設九団体副産物対策協議会）

社団法人 神奈川県建設業協会

所在地 〒231-0011 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館3階

電話 045-201-8453 FAX 045-201-2767

【使用済み自動車用マニフェストの取扱い先】（発行元：下記5団体）

財団法人 自動車リサイクル促進センター、社団法人 日本自動車販売協会連合会、

社団法人 日本中古自動車販売協会連合会、社団法人 全国軽自動車連合会、

社団法人 日本自動車整備振興会連合会

※ この他にも、独自にマニフェストを販売している業界もあります。

(2) 電子マニフェスト制度

ア 趣旨等

全ての産業廃棄物の処理がマニフェスト制度の対象として拡大されたことを機会に、排出事業者の負担軽減を図るために設けられたものです。

電子マニフェストを利用すると、運搬や処分の状況がパソコンの画面で把握できるほか、マニフェストの保管が不要となります。

なお、電子マニフェストを運用するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がシステムに加入する必要があります。（処分委託のみの場合は、収集運搬業者の加入は不要）

イ 情報処理センター（問い合わせ先）

電子マニフェスト制度を実施するために、全国で1カ所環境大臣が指定しています。

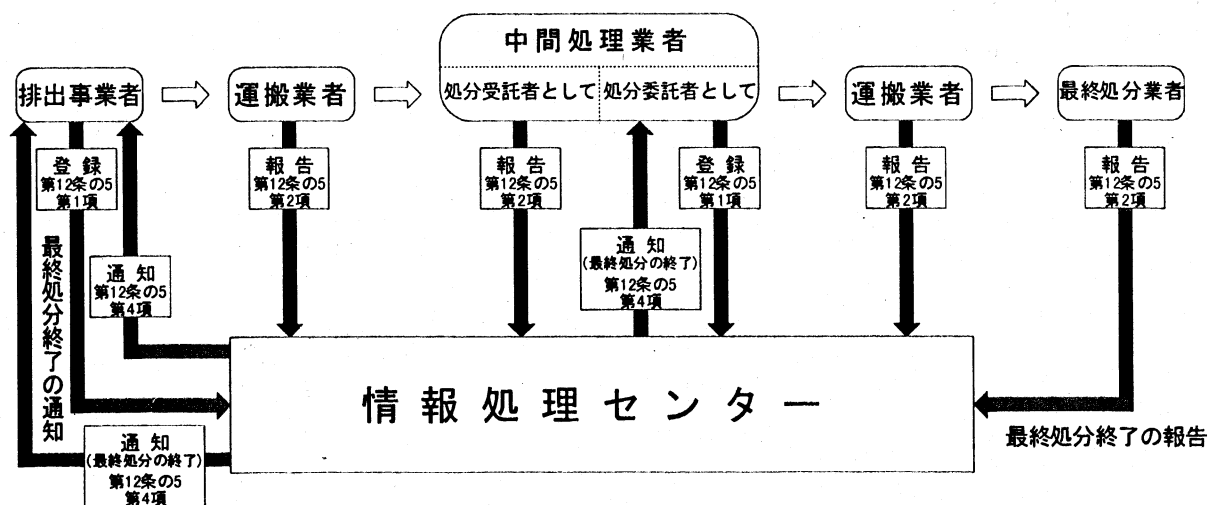
【指定法人】

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

所在地 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2階

電話 03-3487-3381 FAX 03-3487-3418

◆ 電子マニフェストのフロー



ウ マニフェスト運用に係る事務等

	紙マニフェストの場合	電子マニフェストの場合
排出事業者	① マニフェストの交付 必要事項を記入して処理業者に交付	パソコンに入力
	② 運搬・処分終了の確認 処理業者から送付されたマニフェストの写しで運搬終了又は処分終了を確認	パソコンで確認
	③ マニフェストの写しの保存 ②で送付されたマニフェストを5年間保存	情報処理センターが代行
	④ 交付状況の報告 排出事業場ごとの交付状況を知事等に報告 対象 当該年3月31日以前1年間の交付状況等 期限 毎年6月30日	情報処理センターが代行
	⑤ 未回収報告 一定期間(*)を経過しても処理業者から写しが送付されない場合には、処理状況を把握したうえ、知事等に報告 *産業廃棄物 90日 特別管理産業廃棄物 60日 中間処理後の最終処分の終了 180日	情報処理センターから未回収通知 未回収通知を受けた後、処理状況を把握したうえ、知事等に報告
処理業者	① 運搬先の処理業者に回付 (収集運搬業者のみ)	パソコンに入力
	② マニフェスト交付者への写しの送付 処理を終了した日から10日以内に、マニフェスト交付者へ写しを送付	パソコンに入力
	③ マニフェストの写しの保存 マニフェスト(写しを含む)を5年間保存	情報処理センターが代行

● 罰則等 (法第19条の5、第29条、第30条)

罰 則 マニフェストを交付しなかった場合、必要事項を記載しなかった場合、虚偽の記載をした場合等は50万円以下の罰金

措置命令 処理基準に適合しない処分により生活環境保全上の支障が生ずる場合、あるいは、産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していなかったときや不適正処理が行われることを知りながら適切な措置をとらなかった場合などが措置命令の対象となり、措置命令に従わなかった場合には、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(併科もあり)